

京都大学	博士（文学）	氏名	佐々木淳希
論文題目	西ドイツ「68年運動」と戦後政治秩序の変容 — 「共同決定」の変容を中心に—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>1968年を頂点に世界各地で発生した体制への異議申し立て運動の内実や影響、そして歴史的評価は多様である。(以下、本要旨では、1968年前後の政治的・社会的変動を鉤括弧付で「1968年」、当該期の異議申し立て運動を68年運動と、それぞれ記す。)本論文は、「1968年」を契機としてドイツ連邦共和国(西ドイツ)に生じた政治的・社会的変容を、先行研究ではほとんど注目されてこなかった既成政党の動向に注目しつつ、検討する。</p> <p>西ドイツにおいて「1968年」は、政治から社会に及ぶ多面的な民主化を加速した契機としておおむね肯定的に評価されてきた。1969年に成立したドイツ社会民主党(SPD)が主導する西ドイツ初の左派政権が「もっと民主主義を(Mehr Demokratie wagen!)」というスローガンを掲げて革新的な政策を進めたこと、1970年代に緑の党や「新しい社会運動」が発展し、環境保護やジェンダー問題などが新たな政治的課題として浮上したこと、そして、これらを通じて市民参加や抗議文化の定着といった新たな政治文化が芽生えたこと等は、広義の「1968年」の成果と見做されてきた。「1968年」を起点とする民主化が進展した時期は、西ドイツにおける「第二の建国期」とも位置づけられている。</p> <p>このような肯定的な評価に対して、近年、「1968年」の相対化や脱神話化を目指す動きが顕在化している。シルト(Axel Schildt)に代表される社会史研究は、西ドイツ社会の変化は「1968年」によって突発的に生じたのではなく、「長い60年代」における生活様式や価値観の変化によって引き起こされたと論じる。また、アリー(Götz Aly)は、ナチズムの過去を厳しく問うたはずの68年運動が「物に対する暴力」を肯定するなど、内部に暴力的な傾向を孕んでいたことを指摘する。さらに、2015年の難民問題を契機に「ペギーダ(西洋のイスラム化に反対する愛国的ヨーロッパ人)」や「ドイツのための選択肢(AFD)」など極右排外主義勢力が台頭し、議会にまで進出するに至った歴史的起源を、「1968年」以降の「個人化」の進展に見る視点も現れている。</p> <p>以上のように「1968年」への評価は分裂しつつあるが、これらの先行研究には共通する特徴がある。それは、「1968年」の異議申し立て運動の担い手やそれを受け継いだ新左翼勢力を、当該期における西ドイツの政治的・社会的変容の主体と措定する一方で、旧左翼政党を含む既存の政治的・社会的集団をかかえる変容の受動的な客体として措定する視点である。「1968年」をめぐる研究が運動の当事者世代による過大評価とそれに対する反発という対立の構図に陥っているのも、運動や新左翼に研究対象が偏重していることと無関係ではない。</p> <p>このような先行研究の限界を克服すべく、本論文は、1976年に成立した「労働者の共同決定に関する法律」(76年共同決定法)を分析対象として、SPDと自由民主党(FDP)を中心とする</p>			

既成政党の「1968年」への応答を分析する。「1968年」を契機に西ドイツに政治的・社会的な変容をもたらした主体を既成政党などにも拡大して捉えることにより、西ドイツにおける「1968年」の影響と意味を再評価することが本論文の課題である。

第1章「1960年代後半の西ドイツにおける政治状況―「計画」と68年運動―」では、68年運動が出現するまでの西ドイツの政治的状況と、既成政党の68年運動への初期の応答を検討する。戦後一貫して西ドイツの政権を担っていたキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)の思想的基盤とされるオールド自由主義は、国家と社会を厳格に区別した上で、民主主義を国家領域における手続き原理と位置づけ、社会領域への国家の介入を市場の競争的秩序の維持に局限することによって経済・社会の自律性を維持することを目指した。これに対して、1960年代のSPDは、経済統計や指標といった数値化されたデータに基づく「計画」を国家と社会の両領域に積極的に導入することを目指した。SPDとCDU/CSUの大連立政権は、1966～67年に生じた戦後初の経済不況に直面して、経済指標を活用した政府による経済の「総体的統御」や、「協調行動」と呼ばれる政労使対話の導入という形で、国家の領域に部分的に「計画」を導入した。

このような中で高まった西ドイツの68年運動は、与党が議会の圧倒的多数を占めることに伴う民主主義の機能不全や、キージンガー(Kurt Georg Kiesinger)首相のナチ党員であった過去の経歴のみならず、西ドイツ社会における広範な社会的権力の権威的性格をも批判し、個人の権利や多様な価値の承認を要求した。68年運動が過激化していく中で、SPDは、党内に左右の対立を抱えながらも、「社会の民主化」を掲げて68年運動に応答する姿勢を示した。「社会の民主化」とは、社会の領域においても個人の参加を拡大する形で民主主義の原理を拡大することによって制度改革を進めることを意味した。これに対してCDUは、民主主義をあくまでも国家の領域の手続き原理と位置づける立場を崩さず、国家による社会の改革に消極的な姿勢を維持したものの、党内左派には未組織の個人の参加を拡大する方向の改革を志向する動きも見られた。

第2章、第3章では、SPDで改革派を代表したエームケ(Horst Ehmke)と、FDPの左派路線の旗手となったダーレンドルフ(Ralf Dahrendorf)という、68年運動を主導した世代よりも上の「45年世代」に属する政治家の活動から、両党が「1968年」に応答するなかで生じた政策方針の変化を検討する。

第2章「SPDにおける「共同決定」の変容と計画」では、SPDの中核的な政策構想のひとつである「共同決定」の理念の変容を検討する。「共同決定」は、元来、企業レベルで監査役会への労働者代表の参加を通じて、労働と資本の対等性や均衡を達成することにより、経済領域における労働者の権利を保障しようとする制度であった。これに対してエームケは、従来は企業家と労組という集団間の利益調整の枠組みであった「共同決定」を、個人が社会組織の意思決定に参加する制度として再定義した。エームケは、国家と社会を一体的に捉える「政治的公共体論」の立場から、国家領域における民主主義の手続きを社会領域にも拡張することで「社会の民主化」を推進すべきであると唱えていた。かかるエームケの構想は、70年代にかけてSPDの政策の中核的な要素となり、同党が与党として大学改革や司法改革を進める際の理念となった。

「共同決定」の再定義も「社会の民主化」の一環としての位置づけを有した。

エームケの新たな「共同決定」の構想は、それが元々意味していた企業内の共同決定制を巡る議論にも波及する。SPDやドイツ労働総同盟(DGB)は、1951年に成立した「モンタン共同決定法」(モンタン法)を高く評価していた。モンタン法は、石炭・鉄鋼業の企業の監査役会の構成員の半数を労働者代表に充てることを規定し、労組の経営への関与を大幅に認めることで、労働と資本という二つの集団権力の均衡を図るものであった。これに対して、SPD内ではシュミット(Helmut Schmidt)らが、議会制民主主義をモデルとして、「共同決定」を労働者個人が自らの代表を選出する制度へと改変すべきであるという、それまでのSPDや労組の立場から乖離する主張を展開した。先行研究では、68年運動や大連立政権への賛否をめぐるエームケとシュミットの対立関係が注目されてきたが、「社会の民主化」という論点や「共同決定」の再定義について両者は同様の立場に立っていた。この結果、SPD内では、個人の参加と意思表明を重視するエームケやシュミットら党幹部と、労組という集団的な対抗権力に立脚する労働運動勢力との間に新たな対立軸が出現していくこととなる。

第3章「FDPにおける「1968年」の影響と管理職員要求」では、1969年にSPDとの連立政権に参加するFDPの動向を分析する。元来、FDPは、国家から自由な活動領域を確保するという意味での古典的自由主義の立場を取り、市場原理や法治国家原則を重視していた。しかし、60年代後半のFDPは、西ドイツ社会の停滞性を厳しく批判していたダーレンドルフの「開かれた社会」論の影響の下、左派的な傾向を強めていた。そして「1968年」を契機として、FDPは、憲法が保障する個々人の権利や機会均等をより実質化するために国家が積極的に社会に介入することを許容する立場へと移行し、SPDと同様に、社会の民主化を政策課題に掲げるようになった。

FDPの「共同決定」に対する姿勢にも注目すべき変化が見られた。元々FDPは、西ドイツの主要政党の中で最も反労組的な姿勢を取り、労働者の共同決定権についても否定的な立場を取っていた。しかし、68年運動を受けて、FDPもまた社会領域における個人の決定への参加の手段として共同決定制を見直すことを主張するようになった。1971年にFDPが労働と資本の代表に加えて「管理職員(leitenden Angestellte)」の代表を監査役会に参加させるという共同決定制の改革案を提起したのは、かかる文脈においてであった。労働者という集団の内部の利益の多様性が認識され、労働者個人の決定への参加拡大が課題として浮上する中で、労資何れに対しても自律性を有していた管理職員が注目されるようになったのである。管理職員は、76年共同決定法で新たに監査役会に参加することになるが、先行研究は管理職員を資本の側の「トロイの木馬」と見做し、同法をモンタン法よりも低く評価する傾向にある。しかし、これを最初に提起したFDP左派は、「1968年」への対応として、個人の権利を強化することによって社会の民主化を促進することを目的として、管理職員を共同決定制に参加させることを提案したのである。

第4章「「管理職員」問題の再検討」では、管理職員の代表を共同決定制に参加させるとのFDPからの提案に対する、SPD、DGB、CDU/CSU、管理職員連盟(ULA)などの反応を検討す

る。管理職員の利益代表組織であるULAは、管理職員が「業績」を通じて企業に貢献する点で他の労働者と異なると主張し、共同決定制を自己決定や自己実現の一環と位置づけることで、管理職員が他の労働者から独立して自らの代表を選出することを正当化しようとした。これに対してDGBは、階層を越えた全労働者の利益代表を担う統一労組としての立場から、労働者の「一体性」を強調し、管理職員という新たな集団を制度的に設けることは労働者の分断をもたらすことになるとして、管理職員代表に反対した。一方、SPDにおいては、早くも1968年の段階でシュミットやエームケが、「マネジメント」層の代表を監査役会に加えるという、FDPの管理職員提案に親和的な改革案を提案していた。その結果、DGBはSPDと共同歩調をとることができず、この問題について政治的影響力を発揮することができなかった。CDU内でも、キリスト教労組を支持基盤とする党内左派の社会委員会派や青年部が、マネジメント層を企業における独自の利害をもつ集団として承認し、そこから監査役会に代表を選出することが企業の長期的利益に資すると主張した。

以上のように、労働と資本という二項対立的な図式から離れ、管理職員やマネジメント層の代表を監査役会に加えるという構想は、各政党の左派を中心に支持を集めていた。このことは、広範な政治勢力が「1968年」の影響のもとで個人の参加や決定を重視するようになり、共同決定制の焦点を、資本と労働という社会集団の均衡から、個人の参加へと移行させていたことと表裏の関係にあった。管理職員代表への政党横断的な支持は、これが財界の意向を背景としてFDP右派によって共同決定制に持ち込まれたものとする先行研究の分析に修正を迫るものである。

第5章「労働者代表の選出規定をめぐる政党間の対立」では、先行研究で検討されてこなかった連邦議会における共同決定法案の審議過程の分析から、労働者代表の選出方法に関する各政党の立場を検討する。DGBが、自らの影響力を維持することを期待できる選挙人や事業所委員会を活用した間接選挙方式を支持したことから、SPDは間接選挙方式を主張した。これに対してCDU/CSUは、労働者の「自己決定」を論拠に、従業員の直接選挙による代表選出を主張した。FDPは、連立を組むSPDへの配慮から急進的な主張を控えたものの、直接選挙方式に傾斜していた。連邦議会における審議では、CDU/CSUやFDPが、労働者の「自己決定」という68年運動の要求と通底する論理を頻繁に用いた。SPDは、労組を支持基盤に抱えていたことから苦しい立場に立たされたものの、シュミットらSPD指導部は、共同決定の担い手を労働者個人と見做す立場から直接選挙方式に理解を示していた。「1968年」の社会批判を個人の参加と選挙を通じた社会権力の正当化によって乗り越えようとする方向性は、主要政党を横断する形で共有されていたと言える。その結果、76年共同決定法では、労組が推薦した候補も含めて全ての労働者代表が従業員による選挙によって選出されることが定められた。モンタン法の下で労組が享受していた労働者代表の一部を実質的に選任する権利は、76年共同決定法では否定されることとなった。

以上から明らかになったように、管理職員からの代表選出と全ての労働者代表の選出に選挙の実施を定める76年共同決定法の規定が実現されるに至る政治的過程を貫流していたの

は、集団ではなく個人としての労働者の権利を保障するという観点であった。「共同決定」は、「1968年」を経ることで、集団としての労働者の利益代表たる労組が資本の対抗権力として経済権力のコントロールを図るという経済民主主義の構想から離脱し、「社会の民主化」という新たな理念の下で、選挙を通じて決定に参加する個人としての労働者の権利を保障する枠組みへと変質したのである。これらの点で76年共同決定法は、既存の社会権力に抗する個人の権利や多様な価値やアイデンティティの承認を求めた「1968年」を経て西ドイツ社会に生じた変化を反映するものとなったのである。

76年共同決定法の成立に至る政治的過程や歴史的意義は、政治的な左右の対立軸や労働と資本という二項対立的な図式では把握することができない。同法は、「1968年」の異議申し立てを改革に接続する試みのなかで、個人の多元的な価値観や参加を拡大する社会改革の構想を実現しようとする勢力が政党を横断する形で出現したことにより実現した。そのような意味で、SPDやFDPを中心とする既成政党もまた、「1968年」を起点とする西ドイツの社会変容をもたらした重要な主体だったのである。しかし同時に、個人の自由な選択や競争を「民主的」な社会の前提と見做す立場を旧左翼勢力が受け入れたことは、のちの新自由主義的原理の拡大に旧左翼勢力が意図せざる協力者として加担していく端緒を開くものでもあったと理解することができる。

(論文審査の結果の要旨)

1968年を頂点に世界各地で発生した体制への異議申し立て(以下「1968年」)への歴史的評価は多様である。ドイツ連邦共和国(西独)において「1968年」は、「第二の建国期」とも評される70年代の政治・社会の多面的な「民主化」をもたらした契機として高く評価されてきたが、近年はそれを批判あるいは相対化しようとする研究も現れている。しかし、何れの立場に立つ先行研究も、運動参加者やその系譜を引く新左翼のみを当該期の西独における変化の主体として措定するゆえに、「1968年」が西独にもたらした変化を十全に捉えきれているとは言い難い。これに対して本論文は、70年代に連立政権を担っていくドイツ社会民主党(SPD)と自由民主党(FDP)を中心とする既成政党の「1968年」への対応を分析することで、「1968年」が西独の政治と社会に及ぼした影響を再検討しようとする意欲的な研究である。

かかる課題のために本論文が具体的な分析対象とするのは、1976年に成立した「労働者の共同決定に関する法律」(76年法)の成立に至る政治過程である。共同決定制とは、監査役会に労働者代表を参加させることを通じて企業の経営に労働者の利益を反映させることを目指す枠組みであり、西独の「ライン型資本主義」を特徴づける制度とされる。とりわけ1951年に成立した「モンタン共同決定法」(モンタン法)は、対象となる石炭・鉄鋼業の企業の監査役会の構成員の半数を労働者代表に充てることを定め、労働者代表の選定においては労組の特権的な地位を認めていた。労働と資本という二つの集団の均衡を図り、労組に労働者の集団的利益を代表する地位を認めるモンタン法の枠組みは、ドイツ社会民主党(SPD)やその支持基盤でもある西独最大の労組ドイツ労働総同盟(DGB)に高く評価されていた。これに対して76年法では、労働者代表に新たに管理職員が参加することとされ、労働者代表は従業員による選挙を経て決定されることとなった。先行研究では、76年法は、資本の「トロイの木馬」たる管理職員を労働者代表に加え、労組の特権的な発言権を剥奪することを通じて、資本に対する労働の地位や影響力を低下させたものとして、概して否定的に評価されてきた。これに対して本論文は、76年法に盛り込まれたこれらの規定が、既成政党が「1968年」への対応を模索する中で発展させた理念や社会構想を反映するものであったことを実証的に明らかにする。

西独における「1968年」は、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)とSPDの大連立政権下の議会制民主主義の機能不全や大学などをも含む広範な社会権力の権威的性格を批判するとともに、個人の権利や多様な価値の承認を要求した。既成政党が対応を模索する中で、SPD内ではエームケ(Horst Ehmke)、FDP内ではダーレンドルフ(Ralf Dahrendorf)ら、運動を主導した世代よりも上の「45年世代」の論客を中心に、様々な決定への個人の参加を拡大することを通じて社会の領域にも民主主義の適用範囲を拡大することを主張する勢力が出現した。個人の参加拡大による「社会の民主化」を推進するという路線については、SPD左派のエームケと右派のシュミット(Helmut Schmidt)の間に対立はなかった。一方、国家と社会を截然と区別するオールド自由主義の理念に立つCDU/CSUは社会の領域に民主主義を拡大することには依然として消極的であったものの、1969年に下野した後は、キリスト教民主同盟(CDU)左派でも未組織の個人の参加を重視すべきであるとの主張が広がりを見せた。

個人の参加拡大を内実とする「民主化」を推進しようとする勢力が政党を横断する形で主要

政党内部に出現したことは、共同決定制の改革を巡る議論に波及した。個人の参加拡大を重視する勢力は、労働者内部の多様性を強調し、労資何れに対しても自律性を有する存在と見做された管理職員の代表を新たに共同決定に参画させることに加え、労働者全体の利益を代表するとの立場を取る労組の特権を縮小して労働者代表を選挙で選出する手続きを導入することを主張した。これらを共同決定制の改革案として70年代初頭に最初に提案したのはFDPであったが、同様の発想は、60年代末にはシュミットらSPD指導部に見られ、FDPの提案後にはCDU左派でも支持されるようになった。一方、SPD内部では、かかる方針を支持する指導部と集団としての労働者代表の地位を維持しようとするDGBとの間に対立が生じるようになった。

76年法は、先行研究が論じるように資本の論理を背景とするFDPの要求に従って成立したのではなく、個人の参加を拡大することによって「社会の民主化」を促進するという構想を緩やかに共有する、SPDからCDUへと政党横断的に広がる政治勢力によって実現された。その結果、共同決定制は、集団としての労働者の利益代表たる労組を対抗権力として資本に対置することによって経済的権力を制御するという旧来の理念から離脱し、「社会の民主化」という新たな理念の下で、従来は国家領域において権力を正当化する手段であった選挙を経済という社会領域に拡大することを通じて、個人としての労働者の決定への参加を保障する枠組みへと変質した。個人の権利や多様な価値の承認を求めた「1968年」への応答として出現した「社会の民主化」という構想をこのような形で制度化した既成政党もまた、「1968年」を契機とする西ドイツ社会の変容をもたらした主体だったのである。

76年法につながる共同決定の思想的な位置づけの変化が1968年のSPDやFDPの党内議論にまで遡ることを明らかにしたこと、そして「1968年」への応答として個人の参加拡大を内実とする「民主化」の構想が政党横断的に共有されていた実態を具体的に明らかにしたことは、本論文の大きな功績である。そして、新聞や雑誌などに加えて、ドイツの研究者によっても活用されてこなかった主要政党の内部文書や連邦議会の議事録等、広範な一次史料に依拠したきわめて実証的な分析に基づいてこれらが明らかにされていることも、高く評価されるべきである。76年法の制定を通じて西独の「ライン型資本主義」が実態としてどのように変化したのか、さらには第二次世界大戦後のCDU/CSU政権下でオールド自由主義の理念の下にかたちづくられていた「社会的市場経済」と呼ばれる西独の国家・社会の枠組みが「1968年」を経てどのように変容したのか、という大きな問題にまで本論文は解答を与えるわけではないが、本論文がかような大きな歴史的問いへと分析を進めるための堅固な出発点を提供したことは間違いない。SPDを含む主要政党が推進した西独の政治・社会の「個人化」が、まもなく訪れる新自由主義の時代の基盤を用意した、との見通しが予備的な形で示されていることは、論者がそのような大きな歴史的問いを視野に入れつつ本論文を作成したことを物語っている。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2022年1月24日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。